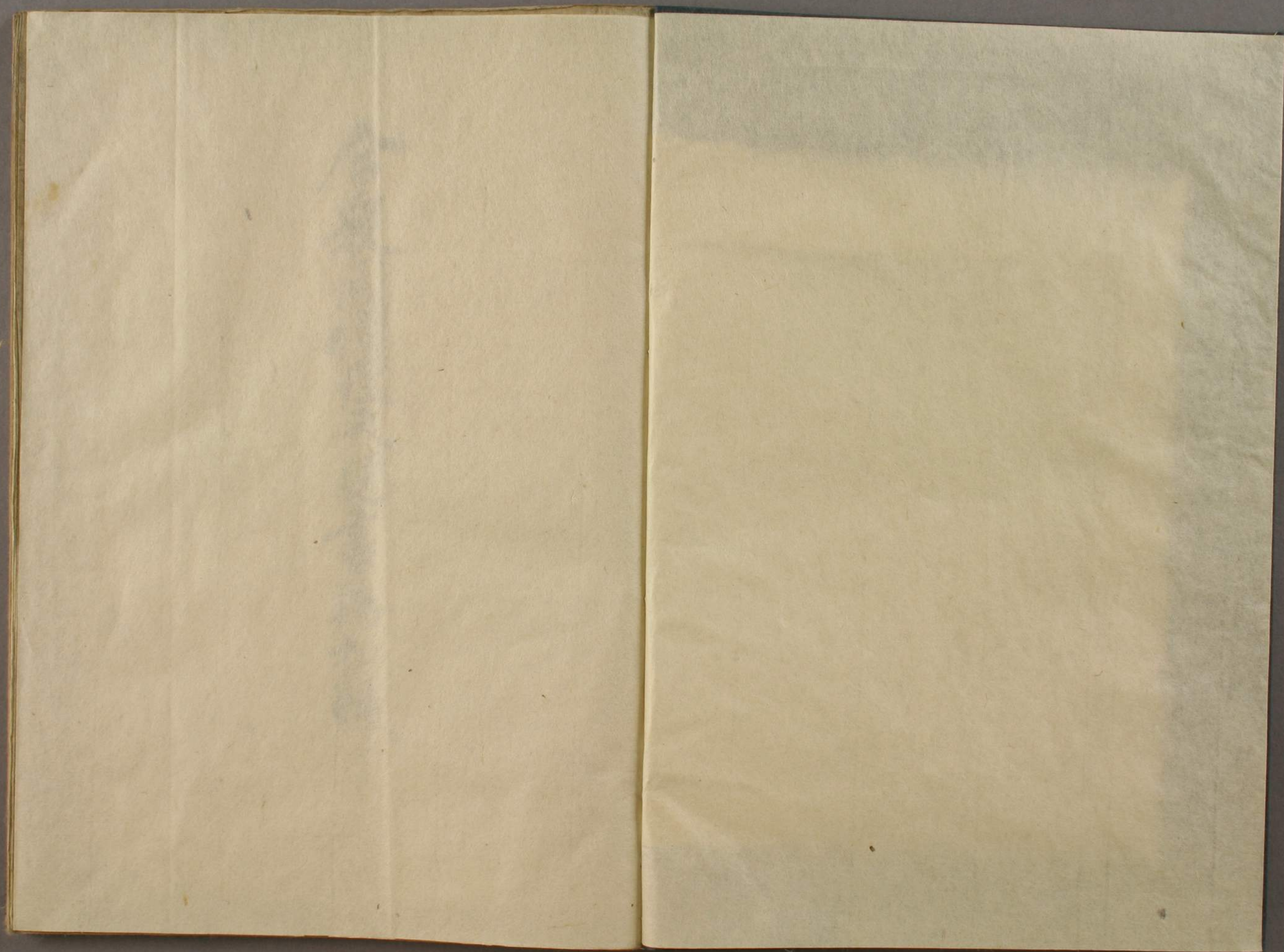


合衆國伯理璽天德書翰和解

洋学文庫
文庫8
C 448





合衆國伯理天德書翰和解

五

三川家藏



北亞墨利加合衆國の伯理璽天德
 シルラルト。マヒルモテシ
 日本國帝殿下に呈す
 名書と

予今水師提督「マッテウ。セ。ベル」
 て書と殿下に呈す。此者も即合衆國の
 海軍第一等の將にして、今次殿下の領
 地に航到せば、一隊軍艦の總督す。
 予已に水師提督「マッテウ」に命じて予



殿下に對し且其國の政^廷に對し極急
て懇切の情を食むことを告明せし^免
又且の今次「ベロウ」しと日本よ是スレ他の
多難の事には我々の命を合衆國と日本との
道に互に親睦し且の交易を一新するを
告げ知らしめんと欲するを在の事

合衆國の某^律たるは諸律を固^提り各個
民人に禁戒を下し他邦の民の教法・政治

を妨ぐることを得しむる特には水師提督^提
「ベロウ」しと奉ししと文書ありとを嚴禁せしむ
此等國の安穩を妨げざるんことを欲し
てなり

此等有利な合衆國の大西洋と大東洋
よ是スレの國もしく就中若しラレゴニ別及ん
角里休爾尼亞の正に其國と相對し我々の
蒸氣船も亦休爾尼亞を渡るもの十八日と

經て中國をさるることを得ん

我多里依尔尼臣の大別、毎歲日金六千

万トレテ

按より一トレテハ

今キユルニ一トレテハ

金五万と定むる算に六千

一子百千二万四千と有る也

銀若干水銀若干寶石若干種多し其地滿粒

多し其物と産す日本も亦豊富肥沃の國

よしと我多里依尔尼臣の如くとあり其國民亦

法般の技能に長せしり志二國の民とて

交易を行ひしと人と欲む是をいふ日本は利

益を得し亦兼て合衆國の利益を得せん

しと欲しとあり

貴國從來の制を支那人及び和蘭人と除

くの外は外部も交易をせしむることを禁むるも

固く知る所なり此も亦も世界は時勢

の番換へ随ひ改革の新政行はるるの時に

南の其竹子随ひて新律を定むる智を稱え
一 蓋し國爲創の法律初て世上の國へ
一 の所を考へりしことを見ると既に甚古とす
は所代に當りて正量利加洲始て見出さる
或は之と新世界と名つけ歐羅巴人出さる
依據せし世に在りて正量利が民権がよ
しとて民皆を貝酒ありしと云ふは及口大に
著息し交易亦甚く以博とる事也故に

殿下若し四律と改革し兩國の交易を允准
ありしに於て兩國の利益極めたる大なること
物ありしとす
殿下若し外邦の交易を禁むれば古來の
定律と今く庶民無事とすを欲せざらざるは
五年或は十年と限るとを允准し以て其利害を
察し若し是れを貴國に利なきに於ては再
四律と四律と可なり凡そ各國他邦と

盟約を行ふべき事は既に約定せし
而して其事使臣等と知るときは再此の
盟約を得しむべき事

予更に水師提督に命じて一件の事
般下告明せしむ

合衆國の船毎歲角里伏示に乘りて支
那へ航するもの甚多し又鯨獲の爲め合
衆國の人口は極度に過つてその故に

而して美し颯々あるときハ貴國の近海を
往く破船を多く見ゆし若し是等の船は
過りて方てハ本國に於て其船民を撫
育し其船民を保護しんて本國より一船を
送り新島を救ひたりと結んしとき予
切に清く新島を又水師提督に命じて
命じて此件を

敵りて甚くし其差日本國に石炭甚多し

又食料をきくふ事、常々聞知する所なり
我國舟より新の蒸氣船と共大洋に
航するに方って石炭を費する事多し
而して是石炭を運送するに搬運せんと
まことに不便なり
是を以て予願はるる我國の蒸氣船及び
他の諸船石炭食料及び水を得んが爲に
日本に輸入せしむる事を請ふ事

予償に、價銀を以てするも或は中國の或は
日本の物件を以てするも可なり請
願下貴國の南地を以て地を擇し
て我の船の入港を許さしむる事を乞ふ
事、願ふ所なり
又此故を以て予水師提督に命じし
命し一隊の軍艦を以て貴國有者の
大府江戸に到らしむ和親、交易石炭

右神のるん令衆國新氏松郎ハ昂キ
件、あり、予更ニ水師提督ハナリ、ナキ
殿下ノ遊徴の云物と献せし、然るハ
と容んんことと共物國、其貴う
と實ニ三、今衆中法物製造局の概
を思ふ、是、川、且、正實、敦愛の徴
表と表、是、是、是、
伏し、祈る皇天、殿下のあり、祥と集

右書一、早、愛子令衆國の大印、
印、且、自右姓と署、是、時、千八百、
二年、五月、十日、
の奉新、臣、是、利、
改所

伯理聖天徳の命と受、
親筆

外國事務宰相、
親筆

合衆國伯理爾士天德副翰和解

北亞墨利加合衆國の伯理爾士天德

フニルラントニモアレレ書と

日本國帝陛下

合衆國水師提督「マッテウッセル」ハ其
人ト爲シ誠實國家ヲ能アラスと嘆息誠
摺撰シテ全權ノ任ニ應ジラシメ合衆國
使節トシテ貴國同ノ事務要ノ任ニ充
官人一員若シテ對負ニ違ハシテ言ハス
且ニ次若シテ對負ノ存。同ヲシテ由國

の親睦を易し航術及び其地西國の民人
の切要なる諸件之和約を締結して其
と書記し更し各姓と親書せしむる
皆合衆國の政合議して更し御理臺
天徳の允准と經し所あり
言ふ云(不所)の事件と澄みたる
合衆國の印信と印してありし所も
千八百四十二年九月五日に於て合衆國

獨之建國の事十七年八月十三日
ありし年壬子十月二日(ワシントン)府に於て

これラント 此レモオレ
親筆

御理臺天徳の命と奉し
外國事務宰相

エトワルト 丑ハレト
親筆

合衆國水師提督上書和解

日本國帝に上つる書

外臣^ハハ^リシ^クと東印度。支那。日本海に
備へたる北極星利か合衆國の兵艦と
院師^セ者^ラる^ハ、^ク合衆國^ノ命^セら
て好^シき^ハ、^ハ此國に善^ク接^シ便^宜に
處^スる^ハと行^ハふ^ハ大^ニ權^ヲと^シ能^ク
日本^ノ政^廷と^シ謀^ル、^ハ其^ノ体^ト
我^レ合衆國^ノ地理^ヲ主^ト天^ノ極^ノ書^牘中^ニ詳
に記載^ス、^ハ右^ノ書^牘及^ヒ外^臣ハ^リシ^クと^シ合^衆國^ノ欽^差

全權の任と寄託せし書に共に英吉利。
和蘭。支那の文と繙譯し併せし
と呈上

御記書云渡り上と書乃の欽差の
手書なき日本國幕府下の真意ある
爵位に應じし調度ありし海軍に
親自繳納しし願ふ幕下預交收の日
朝とトワタスと告ルせんふとと
其更に幕下の上名を辱し命を受く偏

理至天徳の日中と對し友愛の意思と
抱けし、今幕府の土人、彼等の縁故
て其國の地方に來り或は船難に遇
し舟地方に漂到到せしとす、貴國是に
待遇せしと雖言敵の志あり、實に驚
駭痛心する所なり

是蓋、維新の國に、西學利加船トリ
「ラユタレ」カレニセレ芸に
船難に遇し、此度立立
就て云々

亞墨利加人と稱基利斯智宗諸國西洋
此の習俗の如く、千五百の海客と漂到到せ
る者ハ何の地乃人とも論ぜざる
客と、且拯救格郵と以て仁慈の所爲
せり是を以て其國の民人合衆國の領地
漂到する者皆之を格郵せり凡
貴國の海客も之難航せり者又ハ逆風狂
浪に遇つて其國の港内に入る者ハ其國の
改定に慈を以て之を格郵せんとの
トリスリス

明證と滑んこし是を其國の政府の切子
貴國の政府に呈し祈す
又其に布し其國を告げしん其國の
政通已諸國の仲仕の事とも合縦を
し其國の政通に其國内各人隨
意の教法と奉らざるを許す况他國人
の宗旨教法に由らざる固く是亦
其國の政通に由らざる其國の政通に
よるに在る大國に任る其國の政通に

人船を日本を見せしめしむるは
其初め其大國の内最^モ遠^ク巴^チの地を
以て頭羅巴^チと名を流し一^ノ年^ノ者^ノの
居住せしむ人民速^ニ其^ノ處^ニ一^ノ人^ノを
よみひ竟^ニに南^ニ平^ノ河^ノの海^ノを^ノ達^ス今^ノ
國內^ニ幾^多の大都府^ノ其^ノ府^ノ者^ノ蒸^ス
舟^ノ船^ノ案^ニ一^ノの程^ノを^ノ行^ク六^ノ日^ノ若^シ
く二^ノ十^ノ日^ノと^シて^シ日本^ニ到^ル也^一然^レと
我^レ國^ノの交易^ノ速^ニに^テ其^ノ國^ノ繁^盛一^ノ我^レ國^ノ
船^ノ船^ノ日本^ノ海中^ニ一^ノ衆^ノ教^ノを^ノ行^ク遠^ク
西^ニ遊^ス也^一

合衆國と日本と追日次其^ノに相^ニ迎^フの事
相^ニ交^スる^ニ至^ルと免^ルの事^一故^レに^レ伯^ノ理^ノ聖^ノ
天^ノ德^ノ殊^ニ日本^ノ國^ノ帝^ノ廟^ノ下^ニと好^クと^シ臨^メ交^ス
と修^メ人^ノとと^シ然^レと^シ其^ノ國^ノを^ノ
並^ニ其^ノ利^ノが^レ人^ノ對^シ遇^スる^ニと^シ冠^ノ能^ノ言^フと^シ視^ス
如^ク一^ノの^ノ風^ノ習^ノと^シ其^ノ業^ノ止^ムる^ニに^レ水^ノを^ノ其^ノ
交^ノ信^ノ豈^レ能^ク久^シ一^ノの^ノ力^ノ外^ノ國^ノと^シ交^スと^シ絶^チ

らんとし仇視する貴國の法制ハ予昨先
法を立つる時に至りし智慮あるも予
云ふ一し雖自今兩國の相交るは昔日
之比を以て易く且速かるに似し
其舊制を固守せんは強きも是無智の
謀也と自今決して行ふべし
予が外臣某以上の説を陳し昔朝に
日本の朝廷より兩國の民争闘と海を
防くの策を以て心要と一正実な愛の誠

情に答ふるに如意を以てせん
日本へ存問せんは為大軍艦救復未竹
海に到着せし其等統ラにこそを待つ
の某解其友愛の情を表せんは為四
小船を以て貴國に到りし時春高サレ
事體に急しと為し船を増かして
航し來りし
然りと雖日本國帝陛下の政廷願はし
再々を待てしは徳書中に載

せしむ公平好和の策と採用せんと
但し其書中の本旨は通日便道と得る事
待てし其當りに自詳悉を一一

日本國帝陛下に對しは崇敬にた
たむと誠心に陛下の康寧福全萬壽無
疆と祈る

東印度支那。日本海に在る合衆
國海軍の統帥

マフテウ。セロ。ヘリレ 親筆

千八百五十三年七月七日 我六月日本の

巡海を合衆國の蒸氣フリカット船
モユスケインナレ船中に於ても

合衆國水師提督口上書和解

合衆國海軍總督某盟約を結ぶん為に全
權行事の特命^命と承け此所に来り今
帝國日本の貴官中の一人員と會合し受
屬^{ウロク}の欽差書牘及こ通信書牘と指し
と欲む共二牘ハ即チ合衆國の伯理連天港
より日本國帝都陛下に呈さる新し右の
會合ハ近日と擇ひて其とを協定せん
まを願ふ

合衆國提督 一ツシカト船 二ユスケニナ

一千八百九十三年一月十七日

秘魯の年(九月)七日

浦賀港に於て書と

吊り日本の政堂へ長文を以て書し其意を
思ひ大切なる問題を載せざるものゆて是
を評決せんたる先多分の時日と要を以
て考ふる由と領事館に

吊り事 熟考し明年早春吊り復江
河口より右に書書の報答を乞ひんと
も其時諸事親しき所估せし且他方
の人民互に安全を保りて款待を受け
たり

六とと事所の所々

東印度支那及び日本河川現存
せる合衆國の全部河軍の總務
てテウ。セ「へりレ人 合衆國憲法
ト船「三エスケハニナレ船上に在る千八百
十三年七月十三日 五十四年六月八日
江戸海口浦賀港子 於て謹白

